

図書館と著作権

Library and
Copyright

法改正等

●平成18年改正法の施行● 2006年12月22日に公布された「著作権法の一部を改正する法律（平成18年法律第121号）」が7月1日に施行された。

この改正には、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信、視覚障害者に対する録音図書の送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製等の円滑化、また、著作権等を侵害する行為によって作成されたものと知りながら事業として輸出することを著作権等の侵害行為とみなすこと、著作権等の侵害に対する刑事罰を強化することのほか、同一構内の無線LANによる送信を公衆送信の範囲から除外することなどが盛り込まれている。

この中で特に図書館サービスに関係が深い事項は、視覚障害者に対する録音図書の送信であるが、改正前の第37条第3項では、点字図書館等の視覚障害者情報提供施設が、専ら視覚障害者へ貸出しするために、公表された著作物を録音することが認められていたのが、これらの録音図書を無許諾で視覚障害者に対して送信できるように改正されている。

また、特許審査等の行政手続のために必要な複製等をより円滑に行えるようにすることにおいては、権利制限の範囲外であった、特許、実用新案、意匠、商標等の審査手続に必要な参考文献の複製や、医薬品の承認手続に必要な参考文献の複製が無許諾で行えるように改正されている。

●第31条図書館の新規指定● 5月21日付文化庁告示第9号で、著作権法第31条の複製が認められる施設として、財団法人山階鳥類研究所資料室が指定された（○資）。

文化審議会著作権分科会

●文化審議会著作権分科会● 同分科会には2006年3月に法制問題小委員会、私的録音録画小委員会、国際小委員会が設置されたが、このうち、法制問題小

委員会、国際小委員会の検討結果が「文化審議会著作権分科会報告書」として1月に公表された。

この報告書において、図書館サービスに直接関係するような事項は多くないが、法制問題小委員会の検討事項である「共有著作権に係る制度の整備について」は、図書館での著作物の利用を含めて、許諾が必要な利用について直接関係するものであるため、注目される場所であった。

しかし、この件に関しては「現時点において緊急に著作権法上の措置を行う必要性は生じていないと考えられる」と結論づけられている。

また、法制問題小委員会のもとに置かれている契約・利用ワーキングチームでは、ソフトウェア、音楽配信、データベース、楽譜レンタルに関して、著作権法の権利制限規定を覆すような契約が有効かについて検討されたが、「個々の実態に即し柔軟に行うことが求められる」とし、「直ちに立法的対応を図る必要はない」と結論づけられている。

なお、3月に開かれた会議で、法制問題小委員会、私的録音録画小委員会、国際小委員会、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会の4小委員会が設置された。

●文化審議会著作権分科会法制問題小委員会● 前期からの継続で3月に設置され、10月12日付で検討事項の「中間まとめ」を公表している（○資）。

この「中間まとめ」は「『デジタルコンテンツ流通促進法制』について」「海賊版拡大防止のための措置について」「権利制限の見直しについて」「検索エンジンの法制上の課題について」「ライセンスの保護等の在り方について」「いわゆる『間接侵害』に係る課題等について」といった項目で構成されている。

特に図書館サービスに関係が深い検討事項として、著作権法第37条第3項において、複製の方法を録音に限定しないこと、対象施設を視覚障害者情報提供施設等に限定しないこと、重度の身体障害により読書に障害を持つ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることが上げられている。

なお、10月16日から11月15日までの間、この「中間まとめ」に対する意見募集が行われた（○資）。

●文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会● 前期からの継続で3月に設置され、10月12日付で検討事項の「中間整理」を公表している（○資）。

この「中間整理」は「私的録音録画問題に関する今までの経緯等について」「私的録音録画の現状について」「私的録音録画補償金制度の現状について」「著作権保護技術の現状と当該技術を活用したビジネスの現状について」「違法サイトからの私的録音録画の現状について」「外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状について」といった項目で構成されており、10月16日から11月15日までの間、この「中間整理」に対する意見募集が行われた(㊦資)。

●文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会● 今期からの新設で3月に設置され、「過去の著作物等の利用と円滑化について」「アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策について」「保護期間の在り方について」「意思表示システムについて」といった課題について検討されたが、2007年内に報告書等の作成には至らなかった。

●文化審議会著作権分科会国際小委員会● 前期からの継続で3月に設置されたが、2007年内に会議は開催されなかった。

日本図書館協会(日図協)

●『図書館サービスと著作権』● 2005年1月に改訂第2版を刊行したところであるが、その後、法改正が行われたことや、権利者団体との間でガイドラインが策定されたことなどから、5月に改訂第3版を刊行した。

●お話し会・読み聞かせに関する著作権Q & A● 2006年5月、日本児童出版美術家連盟、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本書籍出版協会児童書部会からなる児童書四者懇談会による「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」が出されたが、この手引が出されたことに対して「読み聞かせ等を行う現場に誤解を招きかねない」であるとか「読み聞かせ等の活動の萎縮につながる」といった声が日図協に寄せられた。

その後、この手引は2007年4月2日付で若干の修正が加えられたが(㊦資)、依然として不明確な点もあり、日図協著作権委員会の見解をQ & Aの形でまとめ(㊦資)、「児童書四者懇談会の『お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について』の疑問点を中心に」の副題を付して『図書館雑誌』7

月号(101巻7号)に掲載した。

●図書館に関する権利制限の要望の背景となる「図書館像」について● 8月2日付で法制問題小委員会宛に標記の文書(㊦資)を送付した。

従来から図書館界が要望している権利制限の範囲を拡大する件について、法制問題小委員会において大筋で理解が得られていながら、図書館のみを対象とすることに難色を示す意見が出されているため、必ずしも図書館のみを対象とした要望ではないこと、図書館が提供すべき情報の範囲が広がっており、現在の著作権法の規定では十分な対応ができないことなどを述べたものである。

●全国図書館大会(東京)著作権分科会● 10月30日、午前みの日程で第15分科会として、南亮一氏(国立国会図書館)「図書館に係る著作権行政の動向について」および森一郎(千葉大学附属図書館)「当事者協議会を中心としたトピックス」の2つの報告ならびに質疑応答を行った。

●法制問題小委員会中間まとめに関する意見● 11月15日、標記の意見を提出した(㊦資)。

著作権法第37条第3項において複製の方法を録音に限定しないこと、対象施設を視覚障害者情報提供施設等に限定しないこと、重度の身体障害により読書に障害を持つ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて支持した。

また、「検索エンジンの法制上の課題について」に絡めて、図書館等でインターネット上の情報を有効に活用できるようにするため、より総合的な検討を求めた。

●私的録音録画小委員会中間整理に関する意見● 11月15日、標記の意見を提出した(㊦資)。

現在の規定では、違法にインターネット上にアップロードされたファイルであっても、ダウンロードすることについては著作権法第30条の「私的使用のための複製」として認められるとされている。しかし、違法なファイルと知りながらダウンロードすることについては著作権法第30条の適用範囲外とすることが検討されていた。いくつかの判例では、複製等に使用される機器の設置主体が複製行為等の主体とされていることから、図書館のみならず、情報端末を提供している施設等に大きな影響が及ぶ可能性があるため、より慎重な検討を求めた。

また、私的録音録画補償金の対象とする機器の範

囲を広げることが検討されたことに対しても、より慎重な検討を求めた。

判例

●シェーン格安 DVD 事件● 1953年に公表された映画の著作物の保護期間に関して争われた裁判の最高裁判所判決（平成19年（受）第1105号）が12月18日に下った。

2004年1月1日から施行された「著作権法の一部を改正する法律（平成15年法律第85号）」により、映画の著作物の保護期間が公表後50年から公表後70年に延長されたが、1953年に公表された映画の著作物の保護期間が、この延長の適用を受けるのかについて争われていた。

1953年に公表された映画の著作物は、上記改正の前においても2003年12月31日まで保護されるが、2003年12月31日の24時と、2004年1月1日の0時とは同時なので、2004年1月1日から施行される保護期間の延長が適用されるとする解釈が否定された。

1953年に公表された映画の著作物のみに限られるが、自由に利用できる範囲が大きく変わる可能性を含むという意味で重要な判決と言える。

ただし、映画の中で使用される音楽や美術の著作物の著作権との関係で、1953年に公表された映画の著作物が、すべて自由に利用できるわけではないことに注意を要する。

●チャップリン映画格安 DVD 事件および黒澤映画格安 DVD 事件● いずれも、保護期間が満了したのものとして格安 DVD が販売されていた映画に関する裁判で、チャップリン映画に関する判決（平成18年（ワ）第15552号）が8月29日、黒澤映画外に関する判決（平成19年（ワ）第8141号、平成19年（ワ）第11535号）が9月14日、それぞれ東京地方裁判所で下された。

旧著作権法（明治32年法律第39号）では、個人名義の映画（ニュース映画等は除く）の保護期間は著作者の死後30年（暫定延長で最大38年）で、団体名義の場合は公表後30年であったが、1971年1月1日から施行の全面改正された現行著作権法（昭和45年法律第48号）では名義に関わらず公表後50年とされ、2004年1月1日からは公表後70年とされている。

旧著作権法における個人名義の映画の保護期間は現行著作権法の保護期間より長くなる場合があるが、

この場合、旧著作権法の規定が適用されるため、格安 DVD が販売されている映画の名義について争われ、当該映画は個人名義の著作物であり、著作権は存続しているとされた。

多くの著名な映画について、自由に利用できる範囲が大きく変わる可能性を含む裁判であり、今後、上級審での判断が注目される。

その他

●知的財産戦略本部● 5月31日付で知的財産戦略本部から「知的財産推進計画2007」が公表された。

その他、知的財産戦略本部に関しては、2月26日付で知的創造サイクル専門調査会から「知的創造サイクルの推進方策」、3月8日付でコンテンツ専門調査会から「世界最先端のコンテンツ大国の実現をめざして」、11月21日付で知的財産による競争力強化専門調査会から「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」が公表された。

知的財産戦略本部は著作権法行政にも大きく影響する組織であり、その動きに対しても注目する必要がある。

●映画の盗撮の防止に関する法律● 映画館等において映画が盗撮され、その複製物が多数流通することにより映画産業に多大な被害が発生していることから制定された法律で、5月30日に公布され、8月30日に施行された。

映画館等において上映される映画をビデオカメラなどで撮影することは、著作権法上、第30条第1項の「私的使用のための複製」の範囲内とされるが、「観衆から料金を受けて上映が行われる映画」を著作権者の許諾を得ずに録画録音することを盗撮と定め、これを著作権法第30条第1項の適用範囲外とするものである。

この法律の「映画館等」の定義には図書館における上映会も含まれると考えられるものの、対象となる上映が観衆から料金を受けるものとし、また「最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して8月を経過した映画」を対象外としている。

したがって図書館の上映会が対象となることはないと言えるが、図書館の上映会においても盗撮が行われないように配慮すべきである。（森 一郎）